

一般廃棄物処理業の許可に関する取扱要綱

制定	平成13年3月6日	区長決定 要綱第15号
改正	平成13年3月30日	部長決定 要綱第92号
改正	平成19年3月30日	部長決定 要綱第55号
改正	平成21年3月27日	部長決定 要綱第104号
改正	平成22年1月29日	部長決定 要綱第4号
改正	平成23年3月22日	所長決定 要綱第27号
改正	平成24年4月1日	区長決定 要綱第117号
改正	平成24年5月29日	区長決定 要綱第143号
改正	平成25年3月22日	区長決定 要綱第40号
改正	平成27年4月1日	所長決定 要綱第338号

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成11年品川区条例第24号。以下「条例」という。）および品川区廃棄物の処理および再利用に関する規則（平成12年規則第8号。以下「規則」という。）に規定する一般廃棄物収集運搬業および一般廃棄物処分業の許可に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 規則第48条第1項第2号および第4項第2号に規定する「取り扱う一般廃棄物の種類」は、別表1のとおりとする。
- (2) 規則第48条第1項第3号に規定する「事業の区分」は、別表2のとおりとする。
- (3) 規則第48条第1項第4号に規定する「継続的な作業場所」は、一般廃

棄物収集運搬業者が事業系一般廃棄物を排出する事業者から委託を受けて、当該一般廃棄物を6月以上にわたり月1回以上収集する特定の場所をいう。

(4) この要綱において「稼働運搬車」とは、区内の作業所から排出される一般廃棄物を運搬するために使用し、または使用を予定している運搬車をいう。

(5) この要綱において「予備車」とは、常時使用していない運搬車をいう。
(一般廃棄物収集運搬業の許可基準)

第3条 規則第49条第1号ウに規定する「その他特に区長が必要と認める事項」は、次のとおりとする。

(1) 運搬先は、一般廃棄物を適正に処理することができる中間処理施設または最終処分場であること。

(2) 継続的な作業場所は、建物を単位とすること。ただし、建物以外の道路、公園等で作業場所を特定することが困難であると認められる場合は、区域を単位とすること。

(3) 継続的な作業場所が建物を単位とする場合は、他の一般廃棄物収集運搬業者が当該建物を継続的な作業場所としていないこと。

(4) 継続的な作業場所で一般廃棄物を排出する事業者と次に掲げる事項を記載した収集運搬の委託契約を締結し、または締結する予定であること。

ア 継続的な作業場所の所在地および名称

イ 排出する一般廃棄物の種類および月平均排出量

ウ 契約期間

エ 一般廃棄物の収集運搬料金および処分料金

(5) 普通ごみを取り扱う場合にあっては、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 品川区内に継続的な作業場所を有すること。

イ 稼働運搬車を1台保有していること。

ウ 2台目以上の稼働運搬車を保有する場合は、特別区の範囲内において稼働運搬車1台当たりの月平均稼働日数が20日以上かつ稼働運搬車1台当たりの月平均運搬量が20トン以上見込まれること。ただし、収集運搬方法が指定されているため専用の運搬車を必要とする場合はこの限りではない。

(6) 運搬車は、原則として自ら所有していること。

(7) 運搬車は、特別区を管轄する東京陸運支局または足立、練馬の各自動車検査登録事務所で検査を受けたものであること。ただし、運搬先が特別区外である場合は、この限りではない。

- (8) 運搬車は、区長の許可する一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。
ただし、特別区から発生する自己の一般廃棄物もしくは特別区から発生する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙もしくは古繊維を収集運搬する場合または特別区の区域内から発生する食品循環資源を食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第21条第2項に規定する業として収集運搬する場合は、この限りではない。
- (9) 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、車両総重量が20トン以下であること。
- (10) 区長の指定する処理施設を運搬先とする運搬車は、自動排出機能を有すること。
- (11) 運搬車は、運搬する一般廃棄物が汚水を含み、または悪臭が発生するおそれがある場合は、荷箱が密閉できる構造であること。
- (12) 稼働運搬車の故障、車検または稼働運搬車に対応できない臨時的増量等の場合に使用する運搬車として次の基準により特別区内において予備車を保有することができる。
- ア 汚でい以外に使用する予備車の台数は、汚でい以外に使用する稼働運搬車の台数を15で除した台数（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物（以下「特定家庭用機器廃棄物」という。）を収集運搬する専用の車両を除く。）1未満の小数がある場合は、切り上げて1とする。）
- イ 汚でいに使用する予備車の台数は、汚でいに使用する稼働運搬車の台数を15で除した台数（1未満の小数がある場合は、切り上げて1とする。）
- (13) 運搬車の洗車設備を確保すること。
- (14) 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、保管・積替えを行う施設が次に掲げる事項に適合していること。
- ア 屋根を有し、部外者の立ち入りができない構造とすること。
- イ 悪臭、汚水および騒音が漏れない構造とすること。
- ウ 洗浄設備、排水設備、消火設備、脱臭設備および換気設備を設置すること。
- エ 床は、コンクリート等の防水対策を施した頑強なものとする。
- オ 産業廃棄物処理業、再生資源取扱業者等の施設を併用する場合は、作業の場所が区分されていること。
- カ 一般廃棄物の積替えの施設であることを表示すること。

（生活環境の保全上必要な条件）

第4条 法第7条第11項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙または古繊維を運搬車で収集運搬する場合は、他の一般廃棄物と混載しないこと。
- (2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である古紙または古繊維を運搬車で収集運搬する場合は、運搬先が特別区内であること。
- (3) 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、許可または承認を受けた施設で行うこと。
- (4) 特別区外で保管・積替えを行った一般廃棄物は、特別区内の運搬先に運搬しないこと。
- (5) 一般廃棄物処分業者の取り扱う一般廃棄物は、特別区から発生するものであること。
- (6) その他許可証に記載する条件

(許可日)

第5条 法第7条第1項および第6項の規定による許可は、1月を除く各月の1日に行うものとする。

(許可の申請時期)

第6条 法第7条第1項および第6項の規定により、一般廃棄物収集運搬業または一般廃棄物処分業の新規の許可を受けようとする者は、許可を受けようとする日の前日の1月前までに許可申請をしなければならない。

2 法第7条第1項および第6項の規定により、許可の更新を受けようとする者は、許可期間が満了する日の1月前までに許可申請をしなければならない。

(業の変更の承認基準)

第7条 規則第53条第1項の規定による普通ごみの稼働運搬車の数量の増加についての承認申請は、第3条第5号ウに規定する基準を満たすときに承認するものとする。

(業の変更の承認申請義務)

第8条 一般廃棄物収集運搬業者は、稼働運搬車の数量が第3条第5号ウの基準を満たさなくなったときは、規則第53条第1項の規定により稼働運搬車の数量の減少についての承認申請をしなければならない。

(遵守事項)

第9条 一般廃棄物収集運搬業者は、条例第62条に規定するもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 運搬車の外部塗装は、原則としてブルー一色（ブルーは社団法人日本塗料工業会2005年版C72-40Tまたはそれに準ずる色とすること。）とすること。ただし、取り扱う一般廃棄物の種類または作業場所の性格上、特に配慮する必要がある場合は、この限りではない。
- (2) 運搬車の両側面ドアおよび荷箱または荷台の両側面および後方面には、

一般廃棄物収集運搬業者の氏名（法人にあつては名称）、一般廃棄物収集運搬業者である旨および許可番号を白色で表示すること。ただし、表示の色については、前号ただし書の場合は、この限りではない。

- (3) 運搬車には、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。
- (4) 運搬車は、作業終了後、荷箱または荷台の内側および外側を確実に洗浄し、悪臭を防止するとともに清潔の保持に努めること。
- (5) 運搬車でなくなった車両については、第2号に定める事項の標示を抹消すること。ただし、当該車両を解体する場合は、この限りではない。
- (6) 運搬車以外の車両に、第2号に規定する表示をしてはならない。
- (7) 一般廃棄物の保管・積替えを行う場合は、処理施設の受け入れが可能になり次第、施設からすみやかに搬出しなければならない。
- (8) 一般廃棄物の保管・積替えの施設は、ねずみの生息、蚊、はえその他害虫の発生等がないようにしなければならない。
- (9) 従業員は、収集運搬を行う場合に雇用関係を証明する書類を携帯していること。

(試験)

第10条 規則第49条第1号アおよび第2号アに規定する試験は、平成18年3月14日付環境清掃事業部長決定「特別区一般廃棄物処理業能力認定試験および更新講習会実施規約」に定めるところにより実施する。

(講習会)

第11条 規則第49条第1号アおよび第2号アに規定する講習会は、特別区一般廃棄物処理業能力認定試験および更新講習会実施規約で定めるところにより実施する。

(実績報告)

第12条 規則第61条に規定する実績については、次に掲げるとおりとする。

- ア 一般廃棄物処理実績報告書（様式第1号）
- イ 区別一般廃棄物処理量実績調査書（様式第2号）
- ウ 特定家庭用機器廃棄物処理実績報告書（様式第3号）
- エ 医療廃棄物処理実績報告書（様式第4号）

(業の許可申請に係る添付書類等)

第13条 業の許可申請に係る添付書類等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第48条第2項第2号および第5項第2号に規定する書類は、営業に関し成年者と同一の能力を有する旨の申出書（様式第5号）とする。
- (2) 規則第48条第2項第3号および第5項第3号に規定する書類は、欠格条項に該当しない者である旨の誓約書（様式第6号）とする。

- (3) 規則第48条第2項第6号に規定する書類は、運搬先の一般廃棄物処分業許可証の写しとする。ただし、運搬先が区長の指定する処理施設の場合は、この限りではない。
- (4) 規則第48条第5項第5号に規定する書類は、処分先の一般廃棄物処分業許可証の写しとする。ただし、処分先が区長の指定する処理施設の場合は、この限りではない。
- (5) 規則第48条第2項第10号に規定する従業員名簿は、従業員名簿（様式第7号）とする。
- (6) 規則第48条第2項第11号および第5項第9号に規定する書類は、次のとおりとする。
- ア 個人にあつては、事業開始資金および調達方法（様式第8号）、資産調書（様式第9号）および前年度の所得税納付済額を証する書類。ただし、更新の申請の場合には、事業開始および調達方法に関する書類は不要である。
 - イ 法人にあつては、事業開始資金および調達方法、直近決算時期の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表並びに法人税の納付すべき額もしくは納付済額を証する書類。ただし、更新の申請の場合には、事業開始資金および調達方法に関する書類は不要である。
- (7) 規則第48条第2項第12号に規定する書類は、一般廃棄物処理委託証明書（様式第10号）または委託することを証明する書類とする。なお、許可後、すみやかに排出事業者との委託契約書の写しを提出すること。
- (8) 規則第48条第2項第13号に規定する書類および図面は、次のとおりとする。
- ア 作業場所及び処理量（様式第11号）
 - イ 器材一覧表（様式第12号）
 - ウ 運搬車および運搬船等を前方、斜め後方および側面から撮影した写真
 - エ 業務経歴書（様式第13号）
 - オ 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬にかかる作業計画書（様式第14号）
 - カ 規則第48条第3項の規定により、書類等の添付を省略しようとする場合は、添付書類省略申出書（様式第15号）
 - キ 普通ごみにあつては、[普通ごみ]区別届出ごみ量一覧（様式第16号）
- (9) 規則第48条第5項第10号に規定する書類および図面は、次のとおりとする。
- ア 中間処理または埋立処分場を業として行う場合は、関係諸官庁の設置許可の写し

イ 業務経歴書

ウ 規則第48条第6項の規定により、書類等の添付を省略しようとする場合は、添付書類省略申出書

エ 排出場所ごとの処理量は、様式第17号とする。

(特定家庭用機器廃棄物を収集する場合の特例)

第14条 特定家庭用機器廃棄物の運搬先は、第3条第1号の規定にかかわらず、指定引取場所等または再商品化施設とする。

2 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する場合は、再商品化等の妨げにならないような方法で行うものとする。

3 特定家庭用機器廃棄物の積替えを行う場合（汚水を含み、または悪臭等を発生するおそれがある場合を除く。）は、第3条第14号アからエの規定にかかわらず、積替えを行う施設が次に掲げる事項に適合していなければならない。

ア 周囲に囲いを設け、部外者の立入りができない構造となっていること。

イ 汚水が生じないように雨水等を避ける対策が講じられていること。

ウ 積替えにより騒音が生じないように必要な措置が講じられていること。

エ 再商品化等の妨げにならないよう保管・積替えによる破損等を避けるのに必要な措置を講じていること。

4 特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する専用の車両については、第3条第7号および第8号、第4条第1号および第2号、第9条第1号および第2号の規定を適用しないものとする。

(委任)

第15条 この要綱の施行に必要な事項は、別に都市環境部長が定める。

別表1 取り扱う一般廃棄物の種類

種類	内容
普通ごみ*1	下に掲げるものを除く厨芥、紙くず、木くず、繊維くず、野菜くず、生理汚物等の事業系一般廃棄物およびその焼却残灰および転居廃棄物*2
道路・公園ごみ	道路、公園、河川および港湾の清掃より発生する一般廃棄物
しさ・ふさ	水再生センター等から発生するしさおよびふさ
汚でい	浄化槽から発生する汚でい、建築物の排水槽から発生するし尿を含む汚でい、事業系の仮設便所から発生するし尿およびその他一般廃棄物汚でい
動物死体	動物死体およびふん尿
医療廃棄物	感染性一般廃棄物およびこれに準じて処理することが適当と認められる事業系一般廃棄物

廃家電	特定家庭用機器廃棄物
-----	------------

- * 1 弁当がら等を含む。
- * 2 転居廃棄物は、粗大ごみの形状のものに限る。

別表 2 事業の区分

1	収集・運搬（保管・積替えを除く。）
2	収集・運搬（保管・積替えを含む。）
3	運搬（保管・積替えを含む。）
4	運搬（荷卸に限る。）

付則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 14 条（特定家庭用機器再商品化法対象物を収集運搬する場合の特例）の規定は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 平成 19 年 3 月 31 日から引き続き同年 4 月 1 日において収集運搬業の許可を受けている者で、改正前の普通ごみで特定家庭用機器廃棄物を収集運搬している者は、当該許可期限までの間、改正後の廃家電に係る許可を受けた者とみなす。
- 6 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する
- 7 この要綱は、平成 22 年 2 月 16 日から適用する。
- 8 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 9 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
- 10 この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から適用する。